

てくる状況があって、そういう人達にどう私達がアプローチするかということが私達のめざす方向だと思います。情報伝達の手段が多様化してツイッターやフェイスブックとか情報伝達が容易になってきている。全労働者の40%近くが非正規労働者であり女性の場合は50%を超えている。多くの問題を抱えているが、その問題を共有できないでいる人達がいっぱいいて、そういう人達とどうやって私達が話し合いをし、結びついていくかということもひとつの方向であると思うのです。先ほど緒方先生のはなしを聞いていろんな護憲勢力と結びついていくという話がありましたが、それ以上大事なことは今まで護憲勢力でない勢力とどうつながっていくかということが問われているのではないかと思います。そういう意味では、先ほど話にてたお母さんとか、非正規労働者との結びつきをどうするかも課題かなと思います。憲法9条の会つくばでは、若い人達も含めて、今まで運動に入つてこなかった人達にどうつながっていくかということについていくつかの企画を考えています。1つは、狭い地域に限って9条カフェを企画したいと考えています。昨日第1回の企画を梅園、吾妻、東地域でやりましたが、憲法の話し会に初めて参加した人もいましたし、余り憲法の話をしてこなかった人達もいました。少数ではありましたが、9条カフェに集まって初めて憲法に触れたことは本当に大事なことだと思います。地域に限った9条カフェという企画を月1回ぐらい地域を変えてやっていきたい。2つ目は、マンガでカフェという題材を使ってお茶を飲みながらお話しをしましょうという企画です。3つ目は、月2回行っている署名活動ですけども、署名をお願いするだけでなく、9条とは何ぞやと対話が成り立っていて署名するところで9条の話合いを若い人達とともに大事なことだと考えている。人を集めのにどうしたらいいかということを皆さんと話出来たらいいなと思います。

2) 雑誌「世界」の論文から.. 本間博幸氏

岩波雑誌「世界」の3月号に安倍改憲政権を問うとして特集している論文が3つぐらいあった。その中から、早稲田大学、水島朝穂さんの論文を読んでみて私が共感した所を紹介しようかなと思います。タイトルは「壊憲にどう対抗するか」です。著者は早稲田大学の法学学術院教授で、「現代軍事法制の研究」などの著書があります。この論文の構成は7節からなっています。1節では、安倍政権の再登板ということで第一次政権の時にやったこと壊憲までの過程はどう予想されるかについて述べています。2節は、集団的自衛権の行使を容認できるかということでここでは内閣法制局のことについて分析している。3節は第三次「アベ内閣」というタイトル、おやと思ったのだが、現在のアベ内閣は日本の政治史の中では第三次「アベ内閣」となり、戦中の大政翼賛会総裁の阿部信行内閣との対比

で、安倍政権の置かれている状況を説明しています。4節は、アジア復帰

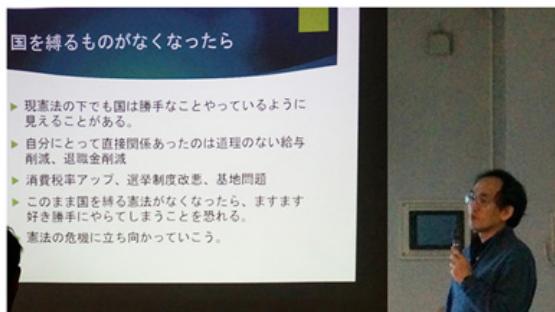


を果たせないままの日本ということで、歴史認識の問題について、5節は自民党の劣化と「壊憲」勢力の台頭、改が壊になった。6節は漸進的に後戻りできなくなる危機ということで過去に戦争をおこしてきた政権がどうゆうふうに戦争をおこしてきたかにふれている。7節は「ゆるぎある改憲派」とも論議を、という提案です。安倍政権の再登板のところですけど一次政権が終わった時の毎日新聞の世論調査では、安倍政権の一年を「評価しない」と答えた人は74%、首相のやったことで評価できるとするのは憲法改正手続き(国民投票法)制定では7%しかなかった。憲法改正法案は余り評価されていないことが分かります。安倍政権が今後どう進めていくかでは、集団的自衛権合憲の閣議決定、2番目は96条の憲法改正手続きをやり、3番目に本丸の9条改正をすると水島さんは言っています。集団的自衛権の行使と言いますと内閣法制局がハードルになる。自衛隊の合憲論の根幹にかかる問題であるため、容易ではない。1995年の参院宗教法人に関する特別委員会で当時の法制局長官が、国会等で議論の積み重ねを経て確立され定着しているような解釈については政府がこれを基本的に変更することは困難であると答弁している。そうは言っても法制局は内閣の決定に従わざるを得ない部分もあるし、心配である。このため参院選の結果が非常に重要であると指摘しています。3節では第三次安倍内閣の特徴をアジアの国と歴史認識問題で対立を深めたとしても、集団自衛権行使等でアメリカと協力していけば安全保障上問題ないとらえているように見えると述べている。4節の日本とドイツとの戦争相手国に対する姿勢の比較がある、5節では、自民党と日本維新会が、安倍内閣がナショナリズムを前面に出す場合には非常に結びつきが強くなり大変であると指摘している。それは歴史認識に関して自民党の劣化が著しく、壊憲派の台頭がなかなか大きい事からくることです。6節では私は、国際連盟の脱退の天皇の詔書をはじめて見たのですが、脱退の時は武器の数を制約されて、おこつて脱退したと思うのですが、その時の天皇の文章を読むと平和が2回も出てきて平和、平和と言しながら戦争に突入していったんだなと思いました。最後のゆるぎある改憲派とも議論をですが、改憲法案は発議から投票までの時間が短いので発議されてしまうと大変で、その前に立憲主義を前提としている改憲派の人とも良く、話をしましょうと言う提案です。最後にかっての戦争は軍部だけが推進したのではなく、メディアとか帝国市民も協力したのではないかということを著者は想起させています。国民一人一人が戦争でない方向にもっていくように話し合いましょう。

3) 誰が憲法を守らなくてはいけないのか?

中村 一氏

1988年4月に高エネ研に入りました。2004年4月に法人化されて公務員で無くなりました。今まで憲法を守れとは人に言われたことがありませんでしたが、入所する時には「私は国家公務員の奉仕者として公共の維持のために勤務し、日本国憲法を尊重し、並びに法令を守ります」と宣誓書に書きました。その当時憲法を余り勉強してなかつたので憲法は日本国民が守るべきものだと思っていました。その後、勉強して、宣誓書を出す根拠は憲法99条の憲法擁護義務にあることを知りました。「天皇、国務大臣、裁判官は憲法を尊重する」。こう考えると憲法を守らなくてはならないのは天皇、国務大臣、裁判官、公務員などの政府の側なのであって、国民が従う義務はないわけです。ところが、自民党憲法改正草案は憲法を守るのは誰かと言う事です。102条にすべての国民はこの憲法を尊重しなければならないとあります。2番目に国会議員、国務大臣、裁判官は守るべきと書いてある。天皇が守ることは書いてありません。現憲法は押し付け憲法だといろいろ言われているが、私は押し付けでも構わない。それは政府に対する押し付けで、国民に対する押し付けでない。石原達、現憲法改正したい勢力にとってはこの憲法は押し付けであるかもしれないが、国民に対しては押し付けられていない。そもそも憲法は政府を縛るものであれば押し付けて何が悪いのでしょうか。憲法はこうした国を縛るものなのに現憲法でも政府は非常に勝手なことをやっています。国家公務員の給与・退職金の削減、それに続いて地方公務員の退職金削減の要請。退職金は本当に退職する直前のみになつて行われました。国はどんどんこうしたことをやっている。国家公務員の給与削減は憲法違反だと訴えた裁判が行われていますが、こういった国を縛る憲法がなくなつたらますます国は好きなことをやってしまう。自民党の憲法草案に対して立ち向かっていきましょう。



4) 職場と学校にもっと憲法を 小滝豊美氏



私は職場にもっと憲法をという感じで感じたことを話したいと思います。先ず、職場の問題としては日本の労働者は無権利の状態に置かれている。私達の給料は下げられました。農林の上部団体・全農林が入っている国公連合が国が國家公務員の給料を下げますと言った時に「はい」と言ってしまった。そこに問題がありました。公務員は労働基本権が制限されています。争議権が奪われ、締結権がありません。代償措置として人事院制度があります。協約締結権をこれから返すのに先立ち給与引き下げの合意して欲しいと言われた。労働基本権を一部返すということにだまされてしまった。それほど基本権返すということが大きいと思った。給与引き下げの影響は大学にも波及した。国立大学に波及したものが今、私立大学に波及している。マスコミ等でもいろいろ言われていますが「普通に働いても生活できない賃金しかもらえない労働者がいっぱいいる。」官製ワーキングプアと言うことで、公務員でひどい状態におかれている人がまだいっぱいいます。ハローワークで今年の春に2,000人の首切りがあった。これはリーマンショックの時、雇用対策として臨時で雇われた人が3年経つて追い出されているという背景があるけれども、役所が率先してワーキングプアを作っている。地方自治体では非正規雇用の割合が平均で33%くらいである。時給800円台の賃金で働いている。公務員で非常に問題であるのは労働契約法で守られていない。役所で採用するのは任用で、雇用ではないので労働契約法の枠外と言うことになっている。働き方に大きな問題があります。いわゆるブラック企業とかでもこういう問題があって低賃金で働かされている。「追い出し部屋」に入れて、自分からやめるよう仕向ける企業もある。憲法の基本的人権も労働権も職場の中にはないようなものです。働くほうも守っていないですが、働く方でも労働者の権利などを良く知らないので無権利な状態に置かれている。どうして知らないのかと言うと教育の問題に行き着くのです。憲法では義務教育は無償と書いています。教育基本法の中では授業料はこれを徴収しないと書いてあります。実際は学校ではいっぱい払わなければなりません。払わなければ小学校も中学校も通えない。そういう不思議な現象があります。政府が教育にお金を使ってないことが3年間連続最下位、OECD加盟諸国の中でも教育に関する公的支出が最下位というひどい状況に

ある。学力低下が問題になっていてそれに対応するために全国学力調査とか道徳の強化とか言われるが、そういうことで学力低下がふせげるかよくわからない。政治家の学力が低下していることは間違いないと思います。子供たちの学力低下していることは分からぬですね。それを解消するために全国学力調査とか道徳教科をやっても実際には有効ではないと思います。学力低下といつても少しポイントがさがつただけですが、お金使ってないのに結構上のレベルにあるわけで、学校の先生たち非常に優秀だと我々も評価すべきですね。教育基本法が変えられてしまいましたが。この改正された基本法に基づいて教科書検定をもっと強化すべきだと言っています。学校の中では君が代、日の丸の強制が平気に行われています。高校の無償化が始まっていますが、朝鮮学校に対しては無償ではありません。本来子供たちに憲法をちゃんと教えなければならぬのに憲法すら守られていない。旧教育基本法の前文にいい文章が書いてあります。こういういい教育基本法を持っていたのに子供たちに憲法をきちんと教えてこなかつたことに大きな問題があつたと思います。素晴らしい憲法を手に入れたのですが、社会情勢からアメリカにとっていい憲法でなくなってしまった。憲法をちゃんと学校で教えるべきだとそういう方向に政府が向かわずに、反対を向いて、憲法をないがしろにするようなことが行われてきた。それに対して先生たちも十分に戦えなかつたのだろうと思います。いずれにしろ子どもたちが憲法を知らないまま大人になり、労働者になって、今ひどい状態で働いている状況にあります。ですから学校で、職場で憲法をもっと知って、それを生かして活動する必要がある。職場と学校で憲法をもっと活用しましょうということで私の話を終わります。

5) 日本国憲法全体を変えないとすることが適當か?

竹森 信 氏

日本国憲法を変えることも国民の権利の内に入るけれども、この権利行使するうえでは、国民が主権者であることの責任を果たすことが求められる。憲法は基本的には政府や強い力を持っている人を縛るもので、国民一人一人に義務を課するものとは言えないのが普通である。しかし、日本国憲法には国民の義務もいくつか書いてある。その中で主権者としての責任ということが特に重要だと考える。

憲法を変えようとすると、主権者としての責任が強く求められるが、その責任を果たすための基本的な自由・

人権が実態として守られていないといけないと思うし、憲法には明記されていないが知る権利が非常に重要と考えている。これが守られていない状態で、憲法を変えるという権利行使することは非常にまずいし、当分の間必要ではないのではないか。

わたしは知る権利が重要と考えている。理由の一つは、昨年の総選挙で一票の価値の違いが大きくて無効の判決が出ているが、一票の格差以外にも国民が判断のための情報を知りたくても知ることのできない状況下で行われた選挙ということでも違憲で無効だったと考えている。もう一つの理由は戦争・原発事故など大きな事件や事故が未然に防げなかったのは、情報が十分に公開されていなかったことにあると考えている。お上はこれが必要だと言っているが、それを判断する材料が与えられないのは問題だ。できれば知る権利は憲法に明記または判決積み重ねがあると良いと思う。

憲法を読んでいてすっきりしない所があって、現実から離れている印象をもたれて一般の人と話そうとしてもソッポを向かれそうなことがあるので、そういう所は変えた方がよいと思う。いまの憲法には「公共の福祉に反しない限り」など拡大解釈されかねない表現がある。このような表現は削除した方が良いのではないか。「国民は個人として尊重される」についても、かつて強制的に日本に連れてこられて日本国籍を持っていない人などの権利を明記する必要があるのではないか。憲法を変えるときに、悪い方向変えるときにはブレーキがかかって、良い方向への変更は緩くなるような方法は無いだろうか。たとえば国民の1/4くらいの署名が集まつときは、もう一度投票を行って決めるということがあるかもしれない。

6) 研・学9条の会7年の歩みと今後の課題

澤田 紀一 氏

研・学9条の会の澤田です。憲法が今大変な時期に来ていることは皆さん同じです。困った時は初心に帰れと言うならないに従いまして研・学9条の会の発足したころの皆さんいろいろな意見を拾つて整理しました。9条の会のアピールの中で強調されたことは、日本国憲法9条を守ると言う一点で手をつなぎ、改憲の企てを阻むこと、2番目にご挨拶に述べているのですが、アピールの賛同者を圧倒的 多数に広げることが大切です。それからホームページ



ジを開くと全国の9条の会のニュースで過半数を視野にして立場の違いを越えた全国的な運動の広がり、過半数ですね、国民投票になった時に勝てるだけの力を準備しておくことが大事である。そのことを特に強調しておきたい。これ

まで講演と対話の集いを14回にわたって行つきました。二つ目には、抗議文、声明、見解を市民の皆さんへアピールしてきました。講演と対話の集いでは平和問題はもちろん、地球の温暖化、食糧、農業問題、宇宙開発との関わり、教育問題、原発とエネルギー問題等、私達の生活を取り巻くすべてが憲法に守られていることを勉強しましたし、憲法を守らなければならないのは為政者であるということも知りました。今後の課題については3つの点を課題としてやっていく必要があると考えます。

1つは、賛同者 署名を飛躍的に拡大する、2つ目は引き



続き講演と対話の集いを行うことです。賛同者署名は発足から第2回の講演と対話の集いまでの間に労働組合の協力もあって680人と非常に順調に増えてきたのですが、それから7年経った13回の集いまで826人になりましたが、140人ちょっと増えただけです。研究所、大学の職員、学生の過半数にはほど遠い状態です。3つ目は、過半数を視野に、立場の違いを越えた運動を目指す運動では、運動の中に若い人や現役の職員、学生が圧倒的に少ない現状です。高エネルギー研究所の九条の会の皆さんとか、産総研の平和の会の皆さんとか、全農林の人とかが加わっていますが、ほとんどがOBだけで、特に世話人会は平均年齢が私は若手に入るくらいです。研究所、大学の皆さんとゆっくり話し合いながら賛同署名の過半数を頭に入れて運動を強めていく必要があると思います。日本国憲法9条を守ると言う一点で手をつなぎ、立場のちがいを越えて、全職場、広範な地域に広がりを目指して、特に将来ある現役職員の奮起を希望して私の話を終わります。

IV 全体討論

司会 福本貞義 氏

① 今回のように憲法を変えろということを考えると必ず、人権侵害の条項が狙われる。私はものすごく厳しいことだけれどもこのことでいろんな人と対話する機会を増やさなければならぬと思う。もうひとつの思いはゆるぎある改憲派、若い人達にわれわれの思いを伝えられるかということです。我々がこれから起こる憲法をめぐる状況の中で我々のたたかう姿を見せる事以外ないのかと思っている。自分達の子供に見せてつないでいくしかないのかな。

② ゆるぎある護憲派の人の話で韓国の竹島、中国との尖閣諸島、北朝鮮の核問題とか、ロシアは歯舞、色丹問題があります。外交問題ですが緒方さん如何ですか。

緒方: 北朝鮮が米軍基地のある三沢や横須賀など具体的に都市名をあげて、そこをミサイルで攻撃するという言い方をしました。それに対して日本の自衛隊がそれに抵抗する。これ結果的に戦争ですね。3月ごろ多くの週刊誌が、尖閣諸島の問題で今にも中国と日本は戦う、戦って勝つか、負けるかという記事を掲載しました。戦争をあおるような記事が目立ちましたが、もしそうなったら、名目上は軍隊ではないけれども、自衛隊がいったら戦争になります。昔から領土で争うと戦争になることが多いですね。だからこそ日本は憲法によって軍隊を持たないとしたのです。日本は中国、韓国、北朝鮮を含めてアジア各国に、戦前いろんなことをや

ってきている。それに対して、日本は戦後一度も正式に謝罪していない。あいまいな形で収束したということです。相手側にしてはそう簡単に許せるものではない。そこで試されるのが日本の外交力です。外交で問題を解決していくような方向を考える事です。向こうが攻めてくるからということで対応すれば戦争になります。戦争だけは絶対に避けなければなりません。たとえどんな紛争でも戦争にしてはいけません。戦争になれば殺すことになり、殺されることになります。

③ 憲法は権力の手を縛るものである。国民を縛るものではない。それが立憲主義と言われるものである。憲法はそもそも国民を縛るものではないという認識を持つようになったのは余り昔ではない。憲法問題が起こってきたくらいのもので、教育の問題もさきほど出てきましたけれども学校でそういう感どころは習ってなかつたのかなとつくづく反省させられます。立憲主義という言葉の定義は今日の話の中で出てきた理解で日本国民は共有していいと考えていいのか。悪く言うと護憲派の手前味噌的解釈をしているのではないか、そうではなく学会も専門分野の人は基本的にも立憲主義というのは国民を縛るものではなく、権力から国民を守るものであると理解していいのかお伺いしたいと思います。

緒方: 近代の憲法を支えている考え方は立憲主義です。これはたまたま朝日新聞の天声人語に掲載されていたのですが、橋下氏(維新の会)はこういうことを言っています。